

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	八〇二	○公募型プロポーザルにより事業者を特定する件	八〇五
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	八〇三	○一般競争入札を行う件	八〇六
○土地改良法により換地計画を定めたい件	八〇三	福島県警察本部	
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件	八〇三	○口頭により開示請求を行うことができる個人情報を選定する件	八〇七
○道路の区域を変更する件二件	八〇三	正 誤	
○道路の供用を開始する件	八〇四	○平成五年十月二十九日付け定例第四百九十二号中	八〇八
公 告		○平成十七年八月九日付け定例第四百九十三号中	八〇八
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の		○平成十八年九月五日付け定例第八百四十四号中	八〇八
		○平成十九年三月十六日付け定例第八百五十八号中	八〇八

告 示

福島県告示第八百二二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十一月三十日から平成二十年三月三十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール門田店 会津若松市東年貢二丁目四十四ほか
- 二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり

- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 二千六十一平方メートル
(変更後) 三千三百三十一平方メートル

- 3 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり

- (二) 収容台数 (変更前) 百九十八台
(変更後) 二百六十台

- 4 駐車場の位置及び収容台数

- (一) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり

- (二) 収容台数 (変更前) 五十五台
(変更後) 百三台

- 5 荷さばき施設の位置及び面積

- (一) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり

- (二) 面積 (変更前) 百二十七平方メートル
(変更後) 参百七平方メートル

- 6 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (一) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり

- (二) 容量 (変更前) 十九立方メートル
(変更後) 三十八立方メートル

- 7 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 (変更前) 四か所
(変更後) 七か所

- (二) 位置 (変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり

- 三 変更しようとする年月日

- 平成二十年七月二十日

- 四 届出年月日

平成十九年十一月十九日
 五 届出をした者
 株式会社小池
 (「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十一月三十日から平成二十年一月四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 平成十九年十一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヨークベニマル南福島店 福島市黒岩字田部屋四十番地
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、津島地区の県管区画整理事業に係る羽附換地区の換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 平成十九年十一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
 換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 平成十九年十二月三日から
 同 月二十五日まで (二十三日間)
- 三 縦覧の場所
 双葉郡浪江町役場

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第八百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年十一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 喜多方市高郷町磐見字向山甲一九三二の五、甲一九三二の一、甲一九三二の二八から甲一九三二の三〇まで、甲一九三二の三一
 - 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
 - 三 指定実施要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字向山甲一九三二の一、甲一九三二の二九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)
 (森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第八百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南建設事務所平成十九年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成十九年十一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野七番一九地先から 同 郡同 村大字渡瀬字青生野八〇番地先まで	変更前	A 一六・〇 B 一六・〇 七五・〇	一、七三六・〇 一、五八四・〇

一般国道 二八九号		東白川郡鮫川村大字渡 瀬字青生野七番一九地 先から	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野七番九八地 先まで	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野七番一九地 先から	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野八〇番地先 まで	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野七番九八地 先から	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野六九七番七 地先まで	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野六九七番七 地先から	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野八〇番地先 まで
変更後									
		A	B	C	D	E	F		
		一六・〇 六三・〇	一六・〇 七五・〇	八・〇 六一・〇	一八・〇 六七・〇	一四・五 三〇・〇	一四・〇 二九・〇		
		一八七・〇	一、五八四・〇	六〇六・〇	三八四・〇	三〇六・〇	二五三・〇		

(道路領域道路企画グループ)

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
東白川郡鮫川村大字渡 瀬字青生野七番一九地 先から	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野七番九八地 先まで	A	一六・〇 六三・〇	一八七・〇
	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野七番一九地 先から	B	一六・〇 七五・〇	一、五八四・〇
	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野七番九八地 先から	C	八・〇 六一・〇	六〇六・〇
	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野六九七番七 地先まで	D	一八・〇 六七・〇	三八四・〇
	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野六九七番七 地先から	E	一四・五 三〇・〇	二五三・〇
	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野八〇番地先 まで	F	一四・〇 二九・〇	二五三・〇
	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野八〇番地先 まで	G	一四・〇 二九・〇	二五三・〇
	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野八〇番地先 まで	H	一四・〇 二九・〇	二五三・〇
	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野八〇番地先 まで	I	一四・〇 二九・〇	二五三・〇
	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野八〇番地先 まで	J	一四・〇 二九・〇	二五三・〇

福島県告示第八百七号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路
 企画グループ及び福島県南建設事務所で平成十九年十一月三十日から二週間一般の縦
 覧に供する。
 平成十九年十一月三十日
 福島県知事 佐藤 雄平

一般国道
二八九号

同 郡同 村大字渡 瀬字青生野八番一〇三 地先まで	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野八番一〇三 地先から	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野八〇番地先 まで	東白川郡鮫川村大字渡 瀬字青生野七番一九地 先から	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野七番九八地 先まで	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野七番一九地 先から	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野八〇番地先 まで	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野一番九八地 先から	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野六九七番七 地先まで	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野六九七番七 地先から	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野八番一〇三 地先まで	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野八番一〇三 地先から	同 郡同 村大字渡 瀬字青生野八〇番地先
変更後												
F	E	D	B	A	F							
一四・〇〇 二九・〇〇	一四・五〇 三〇・〇〇	一八・〇〇 六七・〇〇	一六・〇〇 七五・〇〇	一六・〇〇 六三・〇〇	一四・〇〇 二九・〇〇							
二五三・〇	三〇六・〇	三八四・〇	一、五八四・〇	一八七・〇	二五三・〇							

まで

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八百八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県南建設事務所で平成十九年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八九号	東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野七番九八地 先から 同 郡同 村大字渡瀬字青生野一番九八地 先まで	平成一九年 十一月三〇日

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第六百六十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる業務の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
グループホーム 景一〇三	グループホーム 川二〇一	郡山市 景二一六	郡山市 積町 景一〇三	特定非営利活動法人	福島県郡山市 積町 景一〇三	共同生活支援	知的障害者

グループ ホーム図 景一〇四 〇六	グループ ホーム南 景二一六 一九ヤ マトハイ 三	同 市図 景二一六 一九ヤ マトハイ 三	同 市安 積町南長 久保二一	同	同	同	害者
		マトハイ ツ一〇五 号・二〇 五号	西三九一 九	アイ・ キャン 九一七	四角垣五		
		八号					

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第六百六十九号

まちづくり交流広場運営業務について、公募型プロポーザル方式により事業者を特定するので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 業務の概要

1 業務名

まちづくり交流広場運営業務

2 業務内容

まちづくり交流広場の企画、運営及び実施報告書の作成業務

二 応募資格

提案書を提出することができる者は、平成十九年十月三十一日において次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

1 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立の認証を福島県知事から受けている者であること。

2 主たる事務所がいわき市、相馬市、南相馬市並びに双葉郡及び相馬郡内の町村にある者であること。

3 定款にその行う特定非営利活動の種類としてまちづくりの推進を図る活動が定められている者であること。

三 募集要項等の配布

1 配布場所

福島県土木部都市領域まちづくり推進グループ(郵便番号九六〇一八六七) 福島市杉妻町二番十六号 電話〇二四一五二一七五二〇 ファックス〇二四一五二一一七九五六

2 配布期間

平成十九年十二月三日(月)から同月十二日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

3 配布方法

配布場所において手交し、又は郵送する。ただし、郵送による配布を希望する場合は、郵送する封筒の表に「募集要項等請求用封筒在中」と明記し、あて先明記の返信用封筒(日本工業規格A列四番の大きさの用紙が五枚程度入る大きさのものに百二十四分の郵便切手をはったもの)を同封して簡易書留郵便で請求することとし、平成十九年十二月十二日(水)までの消印のあるものに限り有効とする。

なお、募集要項等については、手交し、又は郵送するほか、福島県土木部都市領域まちづくり推進グループウェブページ(<http://www.pref.fukushima.jp/machi/index.html>)からダウンロードして入手することができぬ。

四 説明会の場所及び日時

次に掲げる場所及び日時に行う。

1 福島県南相馬合同庁舎南庁舎四〇二会議室(南相馬市原町区錦町二丁目三十番地) 平成十九年十二月十二日(水) 午前十時三十分から

2 福島県いわき合同庁舎南分庁舎三階中会議室(いわき市平字梅本十五番地) 平成十九年十二月十二日(水) 午後二時三十分から

五 提案書の提出

1 提出場所

三の1に掲げる場所に同じ。

2 提出期間

平成十九年十二月三日(月)から同月二十七日(木)まで(土曜日、日曜日及び同月二十四日(月)を除く。)の午前九時から午後五時まで

3 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、平成十九年十二月二十七日(木)午後五時まで必着とする。

六 審査方法

1 提案書に対する書類審査とし、企画の内容的確性及び企画の展開の可能性等を総合的に判断して行い、最も優れた提案者を特定する。

2 1の審査は、学識者及びまちづくりに関する事業を担当する職員により組織する委員会が公開により行う。

3 審査結果は、応募者全員に書面で通知するほか、福島県土木部都市領域まちづくり推進グループウェブページに掲載する。

七 質問書

提案書の作成又は提出に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

1 提出先

三の1に掲げる場所に同じ。

なお、電子メールにより提出する場合は、次に掲げるアドレスに提出すること。

machizakuri@pref.fukushima.jp

2 提出期間

平成十九年十二月三日（月）から同月十四日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

3 提出方法

持参、郵送、ファックス又は電子メールによる。ただし、郵送、ファックス及び電子メールによる場合は、平成十九年十二月十四日（金）午後五時までに着せらる。

4 回答

質問書に対する回答は、平成十九年十二月十八日（火）から同月二十七日（木）までの間、福島県土木部都市領域まちづくり推進グループウェブページに掲載する。

八 その他

- 1 提案書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- 2 募集要項に示された条件に適合しない提案書は、無効とする。
- 3 提出された提案書は、返却しない。
- 4 六の1により最も優れた提案者として特定された者と業務委託契約の締結交渉を行う。
- 5 経歴が、まちづくり交流広場運営業務企画案募集要項による。

（総務課 まちづくり推進グループ）

公告第670号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成19年11月30日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 デスクトップパソコン 195台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成20年3月19日
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成19年福島県告示第276号）第2に掲げる業種区分「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されていること。
- (2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請を行うこと。

なお、平成19年12月26日午後5時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局総務管理グループ
電話024-521-7562

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成19年12月11日午前10時30分 福島県出納局総務管理グループ

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年1月15日午後2時 福島県出納局総務管理グループ（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月11日午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係

福島県警察本部

福島県警察本部告示第2号

福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）第17条第1項の規定により、口頭により開示請求を行うことができる個人情報をおおりに定める。
平成19年11月30日

1 口頭により開示請求を行うことができる個人情報の内容
福島県警察本部長 久保潤 二

- る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Desktop Personal computer 195
(2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00 p.m., 15 January 2008
(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 11 January 2008
(4) Contact point for the notice : General Affairs and Management Group, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7562
(出納局総務管理グループ)

試験の名称	開示する項目（第1次試験の不合格者については第1次試験に係る全ての試験種目を受験した者に係るものに限る、第1次試験の合格者については第2次試験に係る全ての試験種目を受験した者に係るものに限る。）	口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
福島県警察官（航空操縦士）採用候補者選考予備試験	1 第1次試験 ア 教養試験及び作文試験の得点	第2次試験の合格者の発表の日（第1次試験の不合格者にあつては、	福島県警察本部警務部警務

<p>1 書類検査の適否 ウ 総合順位及び総合得点</p> <p>2 第2次試験 ア 口述試験の得点 イ 適性検査、身体検査（測定方式）及び身体検査（持参方式）の適否 ウ 総合順位及び総合得点</p>	<p>1 第1次試験 ア 教養試験及び作文試験の得点 イ 書類検査の適否 ウ 総合順位及び総合得点</p> <p>2 第2次試験 ア 口述試験の得点 イ 適性検査及び身体検査（持参方式）の適否 ウ 総合順位及び総合得点</p>	<p>1 第1次試験 ア 教養試験、専門試験及び作文試験の得点 イ 書類検査の適否 ウ 総合順位及び総合得点</p> <p>2 第2次試験 ア 口述試験の得点 イ 適性検査及び身体検査（持参方式）の適否 ウ 技能審査の適否</p>	<p>1 第1次試験の合格者の発表の日）から1箇月</p>	課人事第一係
<p>福島県警察職員採用候補者選考予備試験</p>	<p>航空整備士</p>	<p>運転免許技能試験官</p>		

	エ 総合順位及び総合 得点
犯罪鑑識 技術員 (指紋)	1 第1次試験 ア 教養試験及び作文 試験の得点 イ 総合順位及び総合 得点 2 第2次試験 ア 口述試験の得点 イ 適性検査及び身体 検査(持参方式)の 適否 ウ 総合順位及び総合 得点
犯罪鑑識 技術員 (物理)	1 第1次試験 ア 教養試験、専門試 験及び論文試験の得 点 イ 総合順位及び総合 得点 2 第2次試験 ア 口述試験の得点 イ 適性検査及び身体 検査(持参方式)の 適否 ウ 総合順位及び総合 得点
少年警察 補導員	1 第1次試験 ア 教養試験及び論文 試験の得点 イ 総合順位及び総合 得点 2 第2次試験 ア 口述試験の得点 イ 適性検査及び身体 検査(持参方式)の 適否

		適否 ウ 総合順位及び総合 得点	
--	--	------------------------	--

2 開示の方法
閲覧

(県民サービス課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成五年十月二十九日付け定例第四百九十二号中

七二二	上	一	字関野二二八番一	字下々平八四四番一
-----	---	---	----------	-----------

○平成十七年八月九日付け定例第六百九十三号中

五一四	下	一六	字関野二二八番一	字下々平八四四番一
		後ろか ら一七		

○平成十八年九月五日付け定例第八百四号中

六〇〇	上	一八	字関野二二八番一	字下々平八四四番一
		後ろか ら二二		

○平成十九年三月十六日付け定例第八百五十八号中

一九六	下	六	字関野二二八番一	字下々平八四四番一
-----	---	---	----------	-----------